

プレハブ住宅コーディネーター

Prefabricated Housing Coordinator

2022年度 プレハブ住宅コーディネーター資格 1回目更新申請案内

受講者用

注) 更新の手続きは、原則 1回/年度です。

申請対象者は、資格の有効期間及び注意書きを確認して

更新申込を行ってください。

プレハブ住宅コーディネーター資格1回目更新について

「プレハブ住宅コーディネーター資格更新講習会」は、すでに「プレハブ住宅コーディネーター」として認定され、協会に登録されている有資格者が、その資格を更新するためのものです。更新は、資格更新講習会の受講（今回はWeb形式）を条件としており、審査の上、更新を認める者を「プレハブ住宅コーディネーター」として、再登録いたします。

<2022年度更新Web講習について>

2022年7月開催予定の更新講習会は昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合形式とはせず受講者各自が講義テキストを期限内に受講し、確認テストを受けていただくWeb形式で実施いたします。

申請方法の変更（WEB化）及び更新機会の変更について

2019年度のプレハブ住宅コーディネーター(PHC)の資格更新講習会より、従来のWeb及び書面による手続きから、全て『新Webシステム』による申請手続きに変更いたしました。

下記 URL、または、(一社)プレハブ建築協会ホームページの教育委員会、プレハブ住宅コーディネーター資格認定制度企業専用ページからログインして、手続きをお願いいたします。

また、2019年度より、新規資格取得者の初回有効期限に限り、従来の5年から6年に有効期限を延長いたしました。これに伴い、救済措置として1回目の資格更新講習会の受講機会も資格取得日から4年目または、5年目の2回の更新機会だったものが、2019年度より6年目を増やし、更新機会を3回に変更しております。

詳細につきましては、『PHC新Web受講申請システム操作マニュアル』(ログイン後のヘルプページ)をご覧ください。

企業専用ページ ログイン : <https://phc.kyomu.purekyo.or.jp/kyokai/login.php>

◎お問い合わせ先
(一社)プレハブ建築協会 教務部
担当：本堂 新村 中島
E - mail : kyomu@purekyo.or.jp

2022年度プレハブ住宅コーディネーター資格1回目更新申請については、以下の通りといたします。

<申請資格について>

更新対象者は次の通りとします。

- (1) 第47回資格認定講習会合格者で有効期間が2021年12月31日に切れた資格者
注1) 上記の受講対象者は、既に有効期間が過ぎておりますが、2019年度より救済措置として申請が可能となりました。
- (2) 第48回資格認定講習会合格者で有効期間が2023年1月31日に切れる有資格者
注2) 上記受講対象者で今回申請をしない受講対象者は、来年度に限り、救済措置として2023年度開催の更新講習会を受講することができます。
- (3) 第49回資格認定講習会合格者で有効期間が2023年12月31日に切れる有資格者

<申込みについて>

1. 申込受付期限

令和4年7月1日（金）

2. 申込みの手続きについて

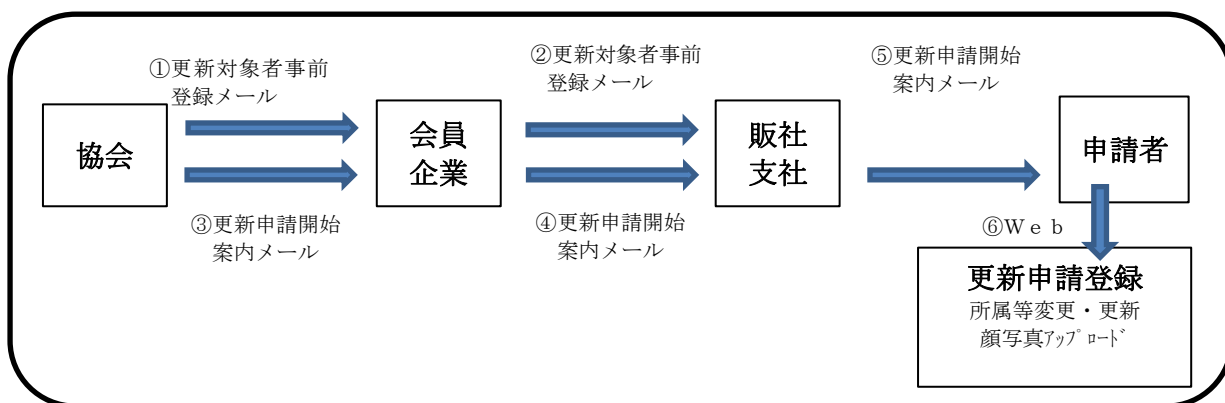
Webシステムによるご案内、申込み等を行っております。

更新対象者の申請手続きはメール案内文に記載する案内に従い、ID・パスワードを入力してマイページへログイン後、Webシステム上で申込みをお願いします。尚、ログイン後のヘルプページから操作マニュアルがご覧頂けます。

ID・パスワードにつきましては、「申請開始案内メール」に記載されておりますので、ご確認ください。

申請者用 : <https://phc.kyomu.purekyo.or.jp/user/login.php>

<Webシステムのフロー>



注) 販社支社の設定のない場合は、直接会員企業からメールが届きます。

3. 申請料

自社のご担当者の指示に従ってください。

4. 講義資料について

更新申請が完了すると、事前に登録された会社メールアドレスまたは、携帯メールアドレス（任意）宛に「更新申請完了のお知らせ」が届きます。

今年度につきましても、講習会の代替として、講習会で配布予定であった講義資料は、「更新申請完了のお知らせ」メールの案内文にURLを添付いたしますので、期限内にクリックして閲覧の上、学習してください。

講義：取り巻く環境とプレハブ建築協会の取り組みについて 学習時間目安：60分

※後日、PHC教育テキスト第15版は、各社窓口担当者より配布されます。

5. 講義資料の閲覧（学習）期間について

令和4年7月21日（木）～7月28日（木）

受講には事前予約が必要となります。

6. お問い合わせ先

ご不明な点につきましては、自社ご担当者までお問い合わせください。

以上